


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<税務>

2024年11月より**手形期日**が

 **120日から60日**に短縮

※ 60日を超える手形の交付等は **行政指導の対象** となる場合がございます。



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 鹿住・関口 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面セミナー形式にて開催

令和6年8月23日(金) 時間:10:00~11:30 会場:パートナーズPLAZA

内容『ハラスメントから考える令和時代の職場環境』

講師:パートナーズプロジェクト社会保険労務士法人 高野裕久先生

今の時代に知っておくべきことを私たちと一緒に確認しませんか?

要約

中小企業庁は、「支払条件の改善」を重要課題として取り組んでおり、業種別下請ガイドラインや自主行動計画を通じて支払サイトの短縮を推進しています。2024年11月以降、支払サイトが60日を超える約束手形や電子記録債権、一括決済方式による支払は、行政指導の対象となります。この取り組みは、下請法の適用対象外の取引も含めて、サプライチェーン全体で進めるべきです。中小企業庁と公正取引委員会は、各事業者団体等に対して支払サイトの短縮を求める要請文を発出しました。

資金繰りへの影響

ポジティブな影響

1. **キャッシュフローの改善**
 - 支払いサイトが短縮されることで、下請企業は売上代金を早期に回収できるようになります。これにより、キャッシュフローが改善し、日々の運転資金が確保しやすくなります。
2. **借入依存度の低減**
 - 売上代金の回収が早まることで、短期借入れに頼る必要が減ります。これにより、金融機関への利息支払いや返済負担が軽減されます。
3. **健全な経営環境の構築**
 - キャッシュフローが安定することで、下請企業は安定した経営基盤を構築できます。これにより、長期的な投資や成長戦略を立てやすくなります。

ネガティブな影響

1. **資金繰り負担**
 - 支払いサイトの短縮は、支払手形の発行のみ手形利用している事業者にとっては短期間での資金の準備が必要となるため、資金繰りの負担が増える可能性があります。
2. **交渉力の格差**
 - 中小企業が支払いサイトの短縮を求めた場合、大企業との交渉力の差により、すぐに改善が実現しない場合があります。この場合、中小企業が圧力を感じることもあります。

注意事項

2024年11月以降、下請法の運用が変更され、支払サイトが60日を超える場合、以下の条件に該当する支払方法は行政指導の対象となる場合がございます。

- 約束手形の交付
- 電子記録債権の交付
- 一括決済方式による支払 などの取引が該当します。

まとめ

支払いサイトの短縮は、下請企業にとってキャッシュフローの改善や借入依存度の低減といったポジティブな影響をもたらしますが、一方で資金繰りの負担増や交渉力の格差といった課題も生じます。全体としては、サプライチェーン全体の取引条件が健全化し、経済全体の安定性が向上することが期待されます。